

林野庁

プレスリリース

平成24年8月30日
農林水産省

きのこ原木・ほだ木の当面の指標値に関する見直しについて

安全なきのこ供給のため、農林水産省は、きのこ原木・ほだ木の当面の指標値に関する見直し(経過措置の見直し)を行いました。

主な内容

きのこ原木・ほだ木の「当面の指標値」については、食品の新基準値の施行に伴い、それまでに得られたデータを基に、本年4月に50ベクレル/kg(従来:150ベクレル/kg)に改正したところです。

4月の改正後引き続き、データの収集・分析を行い、新たに得られたデータを用いて指標値の算出根拠となる移行係数を求めたところ現行と同程度であったことから、きのこ原木・ほだ木の「当面の指標値」については、50ベクレル/kgに据え置くこととしました。

なお、発生したきのこの管理を確実に行うことを条件に、150ベクレル/kg以下の原木等の使用を可能としている経過措置については、実際に基準値を超えるきのこの発生例が確認されたことから条件の厳格化を行うこととしました。

また、この指標値の見直しについて、本日、都道府県及び関係団体に対して通知を発出しました。

1.当面の指標値(放射性セシウムの濃度の最大値)

きのこ原木及びほだ木

50ベクレル/kg(乾重量) 変更なし

2.きのこ原木及びほだ木の経過措置

100ベクレル/kg(従来:150ベクレル/kg)以下の原木等であって、かつ、発生するきのこの放射性物質濃度が50ベクレル/kg以下の場合、きのこ生産者が所在する都道府県が、発生したきのこの出荷前の放射性物質検査を確実に行うこと等厳格な管理を条件として、自県内での使用に限り可能とします。(既に使用している150ベクレル/kg以下のものについては、点検・廃棄等の処分が完了するまでの今後3か月の間に限り使用可。)

<添付資料>(添付ファイルは別ウインドウで開きます。)

- ・[「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」の一部改正について](#)(平成24年8月30日付け24生産第1549号、林政経第179号農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野庁林政部経営課長、同部木材産業課長連名通知)(PDF:503KB)

—お問い合わせ先—

林野庁林政部経営課特用林産対策室

担当者:特用林産企画班 唐澤、松下

代表:03-3502-8111(内線6086)

ダイヤルイン:03-3502-8059

FAX:03-3502-8085

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



[ページトップへ](#)

Copyright:2007 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries
〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話:03-3502-8111(代表)

林野庁

24生産第1549号
24林政経第179号
平成24年8月30日

各都道府県農務担当部長 } 殿
各都道府県林産担当部長 }

農林水産省生産局農産部園芸作物課長
林野庁林政部経営課長
林野庁林政部木材産業課長

「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」の一部改正
について

「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」（平成23年10月6日
付け23生産第4743号、23林政経第213号農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野
庁林政部経営課長、同部木材産業課長連名通知）を、別紙新旧対照表のとおり改正す
ることとしましたので通知します。

また、このことについて、別添のとおり関係団体に対し通知したことを申し添えま
す。

なお、この改正は平成24年9月1日から施行することとします。

本件問い合わせ先
林野庁経営課特用林産対策室
特用林産企画班
代表 03-3502-8111 (内線6086)
ダイヤルイン 03-3502-8059

(別紙) きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について(平成23年10月6日付け23生産第4743号、23林政経第213号農林水産省 生産局農産部園芸作物課長、林野庁林政部経営課長、同部木材産業課長連名通知)の一部改正新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

		現 行	
(前文略)		(前文略)	
改 正 後		記	
1・2 (略)		1・2 (略)	記
3 きのこ原木及びほだ木の経過措置 2にかかるべくレル/ k_g を超える100ベクレル/ k_g を以下「経過措置対象原木等」使 いするものとする。この場合、引き続き使用する場合は、当該都道府県内に限るものとする。 ① 経過措置対象原木等から発生するきのこが50ベクレル/ k_g を以下になる場合、當該経過措置を用いて管理されるきのこ生産者が所在する都道府県が、当該経過措置を確実に行い、当該経過措置対象原木等を構築する場合、引き続き使用する場合は、当該都道府県内に限るものとする。 ② 経過措置対象原木等を用いて管理されるきのこ生産者が所在する都道府県が、当該経過措置を確実に行い、当該経過措置対象原木等から発生するきのこが食品の基準値を超えないことと て、平成24年9月1日以後に製造された50ベクレル/ k_g を以下までのきのこ原木及びほだ木に付けることを条件として、引き続き使用する場合は、当該都道府県内に限るものとする。	3 きのこ原木及びほだ木の経過措置 2にかかるべくレル/ k_g を超える100ベクレル/ k_g を以下「経過措置対象原木等」使 いするものとする。この場合、引き続き使用する場合は、当該都道府県内に限るものとする。 ① 経過措置対象原木等から発生するきのこが50ベクレル/ k_g を以下になる場合、當該経過措置を用いて管理されるきのこ生産者が所在する都道府県が、当該経過措置を確実に行い、当該経過措置対象原木等を構築する場合、引き続き使用する場合は、当該都道府県内に限るものとする。 ② 経過措置対象原木等を用いて管理されるきのこ生産者が所在する都道府県が、当該経過措置を確実に行い、当該経過措置対象原木等から発生したきのこが食品の基準値を超えないことと て、平成24年9月1日以後に製造された50ベクレル/ k_g を以下までのきのこ原木及びほだ木に付けることを条件として、引き続き使用する場合は、当該都道府県内に限るものとする。		
3 きのこ原木及びほだ木の経過措置 2にかかるべくレル/ k_g を超える100ベクレル/ k_g を以下「経過措置対象原木等」使 いするものとする。この場合、引き続き使用する場合は、当該都道府県内に限るものとする。 ① 経過措置対象原木等から発生するきのこが50ベクレル/ k_g を以下になる場合、當該経過措置を用いて管理されるきのこ生産者が所在する都道府県が、当該経過措置を確実に行い、当該経過措置対象原木等を構築する場合、引き続き使用する場合は、当該都道府県内に限るものとする。 ② 経過措置対象原木等を用いて管理されるきのこ生産者が所在する都道府県が、当該経過措置を確実に行い、当該経過措置対象原木等から発生したきのこが食品の基準値を超えないことと て、平成24年9月1日以後に製造された50ベクレル/ k_g を以下までのきのこ原木及びほだ木に付けることを条件として、引き続き使用する場合は、当該都道府県内に限るものとする。	3 きのこ原木及びほだ木の経過措置 (以下「前指標値」とい う。)によるきのこ原木及びほだ木の経過措置 2にかかるべくレル/ k_g を超える前指標値(150ベクレル/ k_g)以下のき のこ原木及びほだ木であって、50ベクレル/ k_g を超えるもの (以下「経過措置対象原木等」という。)については、は、経過措置 対象原木等を使用するときのこ生産者が所在する都道府県が、当該経過 措置を行い、当該きのこが食品の基準値を超えないことを条件として、引き続き使 用する場合、引き続き使用する場合は、当該都道府県内に限るものとする。 また、平成24年4月1日以後に製造された50ベクレル/ k_g を超える経過措置対象原木等は、「きのこ原木及 びほだ木について」(平成23年10月31日付け23生産第4952号、23林政 の制定第229号農林水産業課長通達)において原木及びほだ木の原料である立木が、 その結果が50ベクレル/ k_g を超える場合、当該きのこ原木及びほだ木を用いて検査する。都道府県は、(1) により関係者に対する措置を行い、(2)により必要な対応を行		

(1) グループA (ア) 関係者による措置の実施に係る。この措置は、(イ) 前述の通り、(ア) おもに購入者によるものである。(イ) おもに販売者によるものである。

（2）ア (ア) 本規則第1条第1項第1号に規定する「生産者」の範囲に該当する者による措置の実施に係る。この措置は、(イ) 前述の通り、(ア) おもに販売者によるものである。

（3）ア (ア) 本規則第1条第1項第2号に規定する「輸出業者」の範囲に該当する者による措置の実施に係る。この措置は、(イ) 前述の通り、(ア) おもに輸出業者によるものである。

(ウ) 経過措置対象原木等を販売する場合に、相手方に結果としての検査度数を提出する。この場合に、相手方に結果としての検査度数を提出する。

(エ) 継続は、この経過措置対象原木等を販売する場合に、相手方に結果としての検査度数を提出する。

イ(ア) 本件の経過措置対象原木等を販売する場合に、相手方に結果としての検査度数を提出する。

(イ) 経過措置対象原木等を販売する場合に、相手方に結果としての検査度数を提出する。

(ウ) 経過措置対象原木等を販売する場合に、相手方に結果としての検査度数を提出する。

(イ) 経過措置対象原木等を販売する場合は、相手方に結果としての検査結果を提出する。この場合、相手方の検査結果は、相手方の検査結果とみなす。

(ウ) 販売する場合は、相手方の検査結果を提出する。この場合、相手方の検査結果は、相手方の検査結果とみなす。

(エ) 継続は、この経過措置対象原木等を販売する場合は、相手方の検査結果を提出する。この場合、相手方の検査結果は、相手方の検査結果とみなす。

(イ) 経過措置対象原木等を販売する場合は、相手方の検査結果を提出する。この場合、相手方の検査結果は、相手方の検査結果とみなす。

(ウ) 販売する場合は、相手方の検査結果を提出する。この場合、相手方の検査結果は、相手方の検査結果とみなす。

この対応

(2) 都道府県の生産置況把握

- (ア) 経過する所の措置受、きこ置有及び販の生対象の販原木等を木またがの生産者原無売・業譲渡査等を引し、
おけ・入つする経過る所者受、きこ置有及び販の生対象の販原木等を木またがの生産者原無売・業譲渡査等を引し、
(イ) おけ・入つする経過る所者受、きこ置有及び販の生対象の販原木等を木またがの生産者原無売・業譲渡査等を引し、
(ウ) おけ・入つする経過る所者受、きこ置有及び販の生対象の販原木等を木またがの生産者原無売・業譲渡査等を引し、
とすきのこが50ベクセル/km以下となるような管理の状態を把握する。

イ 経過する所の措置受、きこ置有及び販の生対象の販原木等を木またがの生産者原無売・業譲渡査等を引し、
おけ・入つする経過る所者受、きこ置有及び販の生対象の販原木等を木またがの生産者原無売・業譲渡査等を引し、
(イ) おけ・入つする経過る所者受、きこ置有及び販の生対象の販原木等を木またがの生産者原無売・業譲渡査等を引し、
(ウ) おけ・入つする経過る所者受、きこ置有及び販の生対象の販原木等を木またがの生産者原無売・業譲渡査等を引し、
とすきのこが50ベクセル/km以下となるような管理の状態を把握する。

4 (略)

4 (略)

(新設)

この対応

(2) 都道府県の生産置況把握

- (ア) 経過する所の措置受、きこ置有及び販の生対象の販原木等を木またがの生産者原無売・業譲渡査等を引し、
おけ・入つする経過る所者受、きこ置有及び販の生対象の販原木等を木またがの生産者原無売・業譲渡査等を引し、
(イ) おけ・入つする経過る所者受、きこ置有及び販の生対象の販原木等を木またがの生産者原無売・業譲渡査等を引し、
(ウ) おけ・入つする経過る所者受、きこ置有及び販の生対象の販原木等を木またがの生産者原無売・業譲渡査等を引し、
とすきのこが50ベクセル/km以下となるような管理の状態を把握する。

イ 経過する所の措置受、きこ置有及び販の生対象の販原木等を木またがの生産者原無売・業譲渡査等を引し、
おけ・入つする経過る所者受、きこ置有及び販の生対象の販原木等を木またがの生産者原無売・業譲渡査等を引し、
(イ) おけ・入つする経過る所者受、きこ置有及び販の生対象の販原木等を木またがの生産者原無売・業譲渡査等を引し、
(ウ) おけ・入つする経過る所者受、きこ置有及び販の生対象の販原木等を木またがの生産者原無売・業譲渡査等を引し、
とすきのこが50ベクセル/km以下となるような管理の状態を把握する。

4 (略)

5 従前の経過措置対象原木等の取扱い
本通知による改正前の通知(以下「旧通知」という。)の記の
3の経過措置対象原木等のうち、平成24年4月1日以降8月31日
までの間引き続き使用することを都道府県が旧通知の記の3の
(2)に基づき把握していくときは、この生産者の所有する当該経過措
置対象原木等の取扱いについては、3にかかるらず、平成24年1
月30日までの間に限り、なお従前の例によることができるものと
する。

写

24生産第1549号
24林政経第179号
平成24年8月30日

関係団体の長（別記1、2及び3） 殿

農林水産省生産局農産部園芸作物課長
林野庁林政部経営課長
林野庁林政部木材産業課長

「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」の一部改正
について

「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」（平成23年10月6日
付け23生産第4743号、23林政経第213号農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野
庁林政部経営課長、同部木材産業課長連名通知）を、別紙新旧対照表のとおり改正す
ることとしましたので通知します。

なお、この改正は平成24年9月1日から施行することとします。

本件問い合わせ先
林野庁経営課特用林産対策室
特用林産企画班
代表 03-3502-8111（内線6086）
ダイヤルイン 03-3502-8059

(別紙)きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について(平成23年10月6日付け23生産第4743号、23林政経第213号農林水産省同部本材蓄業課長連名通知)の一部改正新旧対照表

(備線部分改正部分)

(ウ) 経過措置対象原木等を販売する場合は、相手方に結果としての検査結果をも供さない場合。

(エ) 継続して該経過措置又に又対象原木等を販売する場合、(イ) おける販売・譲渡の意向がある場合。

(イ) 継続して該経過措置又に又対象原木等を販売する場合、(ア) おける販売・譲渡の意向がある場合。

(ウ) 経過措置対象原木等を販売する場合、(イ) おける販売・譲渡の意向がある場合。

(ウ) 経過措置又に実木置きの有無が所在の有無を、販売・譲渡の意向の有無を、相手方に結果として供さない場合は、相手方に結果として供さない場合。

(エ) 継続は、この経過措置又に実木置きの有無が所在の有無を、販売・譲渡の意向の有無を、相手方に結果として供さない場合。

(イ) 継続は、この経過措置又に実木置きの有無が所在の有無を、販売・譲渡の意向の有無を、相手方に結果として供さない場合。

(ア) 継続は、この経過措置又に実木置きの有無が所在の有無を、販売・譲渡の意向の有無を、相手方に結果として供さない場合。

(イ) 継続は、この経過措置又に実木置きの有無が所在の有無を、販売・譲渡の意向の有無を、相手方に結果として供さない場合。

(ウ) 継続は、この経過措置又に実木置きの有無が所在の有無を、販売・譲渡の意向の有無を、相手方に結果として供さない場合。

応対のこのこと。

(2) 都道府県の対応とすること。

4 (略)

5 従前の経過措置対象原木等の取扱い
本通知による改正前の通知（以下「旧通知」という。）の記の
3の経過措置対象原木等のうち、平成24年4月1日以降8月31日
までの間引き続き使用することを都道府県が旧通知の記の3の
(2)に基づき把握していくべきの生産者所有する当該経過措
置対象原木等の取扱いについては、3にかかるわらず、平成24年11
月30日までの間に限り、なお従前の例によることができるものと
する。

(2) 都道府県の対応

ア (ア) おけるる所者受入つする経け・いる経け造・販入びの生対象有の販売対象を把握する。ア (ウ) おけるる業讓・買取の措置を及ぼす。ア (イ) おけるる業讓・買取の措置を及ぼす。

4
(略)

(新證)

(別記1) (関係団体の長)

全国米穀販売事業共済協同組合理事長

全国米穀工業協同組合理事長

公益社団法人日本炊飯協会会长

全国米菓工業組合理事長

一般社団法人日本精米工業会会长

社団法人全国包装米飯协会会长

全国穀類工業協同組合理事長

日本米穀小売商業組合連合会理事長

一般社団法人日本発芽玄米协会会长

ビーフン協会会长

全国餅工業協同組合理事長

社団法人日本米穀小売振興会会长

社団法人日本農業機械工業会会长

日本酒造組合中央会会长

社団法人米穀安定供給確保支援機構理事長

全国主食集荷協同組合連合会会长

社団法人日本農業機械化协会会长

(別記2) (関係団体の長)

製粉協会会長

協同組合全国製粉協議会会長

全国精麦工業協同組合連合会会长

(別記3) (関係団体の長)

日本特用林産振興会会长

全国農業協同組合連合会代表理事理事長

日本椎茸農業協同組合連合会会长理事

全国森林組合連合会代表理事長

全国食用きのこ種菌協会会长

財団法人日本きのこセンター理事長

一般財団法人日本きのこ研究所理事長

日本産・原木乾しいたけをすすめる会会长

東日本原木しいたけ協議会会长

社団法人全国木材組合連合会会长

全国木材チップ工業連合会会长

全国素材生産業協同組合連合会会长